

岩舟町告示第148号

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次の通り公告する。

平成21年11月4日

岩舟町長 茂 呂 幸 司

1 入札対象物品

- (1) 入札件名 町立学校等地上デジタルテレビ機器等調達
- (2) 納入場所 岩舟町内 詳細は仕様書による
- (3) 物品概要 物品概要：地上デジタルテレビ機器等
(地上デジタルテレビ61台、ほか等)
電子黒板機能付き地上デジタルテレビ機器等
(地上デジタルテレビ5台、ほか機器等)
※ 詳細は入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納 期 平成22年3月26日
- (5) 予定価格 22,400,000円（消費税等抜き）

2 入札参加形態 単体

3 条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件

この公告の物品の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書を受けている者であること。

- (1) 岩舟町に本・支店又は営業所があり、引き続きその業務に2年以上従事し過去5年以内にテレビ機器等の納入実績があること。又は、佐野市、栃木市、大平町、藤岡町に本・支店又は営業所があり、引き続きその業務に2年以上従事し、過去1年以内に50台以上のテレビ機器等の納入実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく岩舟町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 入札に付する内容を履行するにあたり、営業許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (6) 警察当局から、岩舟町に対し一般競争入札参加資格者に関し、次の情報を得ていない者であること。
 - (ア) 経営者等（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。）が暴力団員であること。
 - (イ) 不正に暴力団員を利用したことがあること。
 - (ウ) 不正に暴力団員に対し財産上の利益を与えたことがあること。
- (7) 岩舟町建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(8) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更正計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の許可決定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 国税又は、地方税に未納がない者。

4 競争入札参加資格の確認

(1) この公告の物品の競争入札の参加希望者は、あらかじめ次により資格確認を申請し、資格確認の審査を受けなければならない。

ア 申請する書類

- ・条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
- ・条件付き一般競争入札参加資格確認資料（別記1）

イ 申請書の交付期間及び場所

期間 本告示日から平成21年11月16日（月）まで（町の休日を除く）
の午前9時から午後4時まで（午前12時から午後1時までを除く）

場所 岩舟町総務課

又は岩舟町ホームページからダウンロード

<http://www.town.iwafune.tochigi.jp>

ウ 申請受付期間及び場所

期間 平成21年11月18日（水）から平成21年11月19日（木）
までの午前9時から午後4時まで（午前12時から午後1時までを除く）

場所 岩舟町総務課

申請書及び資料は持参とし、郵送、電送等は受付しない。

エ 申請書、資料の作成説明会 行わない。

オ 申請書、資料のヒアリング 行わない。

カ 競争入札参加資格の確認は申請期限日で行い、その結果は通知書により、次の期日をもって回答する。

期日 平成21年11月20日（金）

キ 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、簡易な内容確認を除き書面をもって説明を求めることができる。回答は書面をもって行う。

提出期限 平成21年11月25日（水）

書面の提出先 岩舟町総務課

(2) 申請期限日までに申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。

5 仕様書の閲覧

(1) 閲覧期間及び場所

期間 本告示日から平成21年11月16日（月）まで（町の休日を除く）の午前9時から午後4時まで（午前12時から午後1時までを除く）

場所 岩舟町学校教育課

又は岩舟町ホームページ

<http://www.town.iwafune.tochigi.jp>

(2) 仕様書に対する質問がある場合は、簡単な内容確認を除き書面により提出すること。なお、電送によるものは受け付けない。回答は書面をもって行う。

提出期限 平成21年11月17日（火）16時まで

提出場所 岩舟町学校教育課

回答日時 平成21年11月18日(水) 16時まで

6 現場説明会

実施しない

7 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成21年11月30日(月) 10時00分

(2) 場所 岩舟町役場 東庁舎第3会議室

(3) 競争入札執行にあたっては、入札参加資格確認通知書(写し可)を必ず持参すること。

8 入札方法

(1) 電話、電送及び郵便による入札は認めない。

(2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67条)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、岩舟町建設工事等執行規則(昭和50年規則第1号)及び岩舟町財務規則(昭和47年規則第4号)を遵守すること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

(6) 入札執行の回数は、1回とする。

(7) 参加者が2者に満たないときは、入札を中止する。

9 内訳書の提出

(1) 入札者は、入札に記載される入札金額に対応した物品費内訳書を提出すること。

(2) 内訳書は仕様書等の項目と同項目で作成すること。

10 落札者の決定方法

(1) 入札においては、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者を落札者とする。

(2) 開札の結果、最も入札価格の低い同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

11 入札保証金 免除する。

12 請負契約書作成 要する。

13 契約保証金等 岩舟町財務規則による。

14 契約条項を示す場所

契約書については、次の場所において閲覧できる。

岩舟町役場 総務課

15 議会の議決に付すべき契約

予定価格が1件7百万円以上の物品契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による町議会の議決を得た日から本契約とする。

16 入札の無効

(1) 次の各号の1つに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者の入札

イ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出した者の入札

ウ 入札に際して虚偽又は不正の行為が者の入札

- エ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない者の入札
 - オ その他、入札に関する条件に違反した者の入札
- (2) 前項のウに該当する場合には、その後の入札を無効とすることができる。
- (3) 通知書を交付された者であっても、確認の後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において前記に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

17 その他

- (1) その他詳細及び不明の点については、次に照会すること。
- | | | | |
|---------|-----|-------|------------------|
| ア 公告の内容 | 岩舟町 | 総務課 | 電話 5 5 - 7 7 5 2 |
| イ 物品の内容 | 岩舟町 | 学校教育課 | 電話 5 5 - 3 7 5 5 |